

29 行企第 1215 号  
平成 29 年 8 月 31 日  
(2017 年)

部局長各位

副市長

平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度）実施計画策定方針及び  
平成 30 年度予算編成方針について（通知）

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」においては、我が国の経済状況について、企業収益は過去最高の水準となり、雇用・所得環境は大きく改善しており、先行きについても、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等を注視する必要があるものの、緩やかな回復が続くことが期待されるとの認識が示された。一方では、基礎的財政収支の黒字化を目指す財政健全化目標の重要性に変わりはなく、国においても確実に経済・財政一体改革を加速するとされているところである。

本市の状況は、歳入の根幹である市税収入はここ数年増加傾向にあるものの、歳出面においては、待機児童対策や超高齢社会への対応により社会保障関係経費が増加し続けており、公共施設の老朽化に伴う更新や、健康・医療のまちづくりに係る取組が控えるなど、決して楽観的な状況にはない。

このような中であっては、市民ニーズを的確に把握した上で、選択と集中を図ることにより、行政サービスを効果的・効率的に提供していかなければならない。財政の健全性を維持しつつ、重要な政策課題については必要な措置を講じ、メリハリの効いた事業計画と予算の実現を目指す必要がある。

以上のことを踏まえ、安心・安全、福祉・医療、教育・文化等の諸課題に迅速に対応した上で、本市の魅力や強みがさらに厚みを増すような施策を推進できるよう、下記の方針に基づいて実施計画策定及び予算編成に取り組まれない。

## 記

### 1 平成 30 年度（2018 年度）～平成 34 年度（2022 年度）実施計画策定方針

#### (1) 基本的事項

##### ア 部長マネジメントによる事業の最適化

各部局において、部長のリーダーシップのもと、部マネジメント会議を開催し、課題解決、目標達成等のため限られた人的資源及び財源を有効に活用し、中長期的な視点で、部としての戦略が明確となる効果的な事業計画の立案に取り組むこと。

##### イ P D C A マネジメントサイクルの強化

行政評価結果を踏まえるとともに、新公会計制度財務諸表を活用し、全事業について効果検証を行い、真に必要な事業の構築を行うこと。特に、市単独事業については、市民サービスの質的向上と最適化を目指すことを踏まえて、事業の重要性や必要性をより厳格に検証すること。検証に当たっては、アウトソーシングの考え方や働き方改革の要請なども踏まえ、人件費も含めたスクラップアンドビルドを検討すること。

##### ウ 行政経営の視点の共有

健全な財政基盤の維持と、将来への必要な投資を両立させるために、職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、市民と行政の役割分担を明確にしながら、限られた人的資源及び財源を有効活用できるよう経営的視点から知恵と工夫を凝らし、それぞれの役割、立場で課題解決に取り組むこと。

#### (2) 留意点

ア 部マネジメント会議での組織戦略の検討にあたっては、「組織の使命及び目指す姿」、「財源も含めた 5 年程度の中期的な計画と目標の設定」、「施策の優先性」、「事業の選択と集中」の 4 点を踏まえて検討すること。

イ 既存事業も含めて妥当性・有効性・効率性・公平性・持続可能性に留意し、より市民のニーズや市民満足度の高い事業の実施につなげること。

ウ 国庫支出金、府支出金などの廃止・削減が確実な事業については、原則として事業の廃止・縮小を行うこととするが、やむを得ず市単独事業として再構築する必要がある場合、事業の継続性や規模、費用対効果などについて厳しく再評価を実施するとともに、事業実施に必要な一般財源については、既存事業の再構築によって確保すること。

エ 普通建設事業については、公共施設の最適化方針に基づいた施設のあり方を検討したうえで、実施にあたっては実施内容、実施手法、実施年度などあらゆる角度から精査を行うこと。また、補助金や市債・基金繰入金等の特定財源の活用漏れが無いよう十分に留意すること。

## 2 平成 30 年度（2018 年度）予算編成方針

### (1) 基本的事項

#### ア 枠配分予算の徹底

財源は有限であることを念頭に置き、配分予算の範囲内で平成 30 年度のみならず将来的な負担を慎重に検討し、持続可能かつ効果的・効率的な事業内容の予算要求とすること。

#### イ トップランナー枠

一定期間後に効果検証を行うことを前提に、先駆的な取組を試行的に実施する事業について、トップランナー枠として概ね 1,000 万円程度を確保する。

### (2) 留意点

ア 年度途中での補正予算は、国や府の制度改正や災害復旧等緊急を要するやむを得ないもの以外認められないことを念頭に置き、当初予算で計上すべきものに漏れがないよう十分に精査した上で、年間予算を見積ること。

イ 歳入は、適正な試算により過大な見積りは厳に慎むこと。歳出は、「各歳出科目の算定基準」により適切な算定を行うこと。

ウ 国・府の政策・施策・事業や予算編成などの動向について、常にアンテナを張り、情報収集できるよう十分留意しながら、国庫支出金、府支出金などの特定財源の確保に努めること。ただし、事業の緊急性や有効性、将来的な負担などについて十分検討した上で、予算要求を行うこと。

エ 市税、使用料及び手数料、各種自己負担金については、徴収対象等の完全な把握と収入率の向上に努めること。

オ 国庫支出金、府支出金などの補助制度のある事業にあつては、事業内容、実施年度等について事前調整を行い財源の確保に努めること。また、使用料等についても、利用者増となる事業内容の見直しにより特定財源の増収に努めるなど、常に財源を念頭に置くこと。